

# ときわ保育園 重要事項説明書

令和6年4月1日

## ときわ保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### ■事業者■

事業者の名称	社会福祉法人大潮福祉会 ときわ保育園
事業者の所在地	糸満市字潮平741番地の1
事業者のTEL・FAX	TEL 098-994-4734 / FAX 098-994-4739
代表者氏名	理事長 大城栄子
法人設立年月日	昭和53年3月4日
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業

### ■施設の概要■

種類	児童福祉施設					
名称	ときわ保育園					
所在地	糸満市字潮平741番地の1					
TEL・FAX	TEL 098-994-4734 / FAX 098-994-4739					
施設長氏名	玉村真理子					
開設年月日	昭和53年4月1日					
利用定員 140人	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	18人	24人	24人	24人	25人	25人
事業所番号						

■施設・設備の概要■

敷 地 面 積	1,598 m <sup>2</sup>	
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建
	延 床 面 積	1,095.39 m <sup>2</sup>
設 備 の 数 と 面 積	0 歳児保育室	2 室 93.80 m <sup>2</sup>
	1～5 歳児保育室	5 室 428.565 m <sup>2</sup>
	遊 戯 室	1 室 95.41 m <sup>2</sup>
	調 理 室	1 室 28.44 m <sup>2</sup>
	ト イ レ	8 室 91.455 m <sup>2</sup>
	休 憩 室	1 室 12.735 m <sup>2</sup>
	育児相談室	1 室 14.60 m <sup>2</sup>
	事務室・医務室	1 室 42.50 m <sup>2</sup>
	食 事 室	2 室 110.225 m <sup>2</sup>
	倉 庫 他	177.66 m <sup>2</sup>
屋 外 遊 戯 場 ( 園 庭 )	595.70 m <sup>2</sup>	

■施設の目的、運営方針■

目 的	当園は、保育を必要とする乳幼児を受入れ保育を行うことを目的とし、入所する乳幼児の最善の利益を図り、その人権の尊厳と人格を尊重し、自己の持てる力を十分発揮できるよう保育の環境を用意する。又、保育所の持つ機能を十分生かしつつ地域の子育て支援施設として地域に貢献していく。
運 営 方 針	入所する乳幼児は、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、「現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う」また「入所する子どもの保護者に対し、その援助に当たる」

■提供する教育・保育の内容■

保育所保育指針に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供する。
---

■その他実施する事業■

延 長 保 育	月曜日～金曜日 18時～19時
障 が い 児 保 育	個人の指導計画を作成し、保育を実施する

■職員体制■

職 種	職 務 の 内 容	常 勤	パート
施 設 長	職員及び業務の管理を一元的に行う	1人	
副 園 長	園長を補佐し、その責務(任)を分担する	1人	
主 任 保 育 士	園長、副園長を補佐し、他の保育士を統括する	1人	
保 育 士	保育に従事し、計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	27人	2人
調理員(栄養士除く)	献立表に基づき、給食及びおやつを調理する	4人	
栄 養 士	給食の献立を作成する		委託1人
事 務 員	当園の事務を行う	1人	
保 育 補 助 者	保育士の負担軽減に資する業務を行う	3人	2人
用 務	園舎内外の清掃業務を行う		1人

■教育・保育の提供を行う日及び提供を行わない日■

開 園 日	月曜日から土曜日
休 園 日	日曜祝祭日・年末年始(12/29～1/3)・慰霊の日(6/23)

■保育を提供する時間■

(1) 開園時間

月 曜 日 から 金 曜 日	7時00分～19時00分まで
土 曜 日	7時00分～18時00分まで

(2) 保育時間

	保育標準時間	保育短時間
月曜日から金曜日	7時00分～18時00分まで	8時00分～16時00分まで 8時30分～16時30分まで 9時00分～17時00分まで
土 曜 日	7時00分～18時00分まで	8時00分～16時00分まで 8時30分～16時30分まで 9時00分～17時00分まで
延 長 保 育	18時00分～19時00分まで (月～金)	7時00分から利用開始時間まで 利用終了時間から19時00分まで

■利用料金等■

(1) 利用料金

教育・保育に係る利用者負担額 (保育料)	児童が居住する市町村が定める利用者負担額 (保育料)
延長保育料	18:01～18:30 延長保育利用料 150 円 18:31～19:00 延長保育利用料 200 円
給食費	月額／主食費 1,300 円・副食費 4,700 円 ※3～5 才児のみ ※保育料免除の世帯は主食費のみの徴収
その他	行事費(園外保育のバス賃、施設入場料等の実費徴収) 園帽(750～1,000 円程度)、月刊誌(400～700 円程度)・・・希望者のみ

※その他、個人所有物(ねんど、クレヨンなど)については各自準備となります。

(2) 支払方法

教育・保育に係る利用者負担額 (保育料)	口座振替等 ※糸満市が徴収
延長保育料	月末締め。翌月初めに請求書を配布し現金支払い ※保育園が徴収
給食費(3～5 歳児)	口座振替 (※保育園が徴収)

■利用の開始・終了・留意事項■

(1) 利用の開始について

当園では、糸満市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

(2) 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。

- ①利用乳幼児が小学校に就学するとき
- ②子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③市外に転出するとき
- ④長期欠席するとき
- ⑤その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### (3) 留意事項

#### ① (告知・報告)

保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し健全な発育を図るため、乳幼児の生育歴、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を当園に告知していただきます。併せて、保護者と当園は、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めます。

#### ② (保育不可日)

当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わないことがあります。

ア 利用乳幼児が感染性の病気で、他の乳幼児に感染するおそれがあるとき。

イ 利用乳幼児が病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。

ウ 災害の発生、または発生のおそれがあり、危険が想定される時。

#### ③ (不正行為への対応)

当園では、保護者が偽りその他の不正な行為によって保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して糸満市に通知いたします。

### ■給食等について■

#### (1) 給食の提供にあたって

栄養士による四季折々の豊富な献立表を基に、自園にて調理し、安全で栄養価の基準が十分に満たされた給食を提供する。

#### (2) 給食の時間について

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児		10時頃	14時頃	後半の昼食時間は10:40
1歳児	8時00分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	8時00分頃	11時頃	15時頃	
3～5歳児		11:30～13:00	15時頃	

#### (3) 食品アレルギー対応について

・ときわ保育園では、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」で食物アレルギーのある児童への対応を策定し、実施しています

・食品アレルギー対応児は生活管理指導表の提出、園から代替え食の提供を実施

■嘱託医■

以下の医療機関（小児科・歯科）と嘱託医契約を締結しています。

	小 児 科	歯 科
医 療 機 関 の 名 称	かみや母と子のクリニック	い歯科医院
医 師 名	神谷 鏡子	玉城 英人
所 在 地	糸満市字阿波根 1552-2	糸満市潮平 606-1
T E L	098-995-3511	098-994-1827

■緊急時における対応■

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

〈近隣の緊急連絡先〉

警 察 署	糸満警察署 Tel 098-995-0110
消 防 署	糸満消防署 Tel 098-992-2026
警 備 会 社	沖縄総合警備保障(株) Tel 098-870-2510

■非常災害対策■

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、火災、津波、救出その他必要な避難訓練を実施しています。

防 火 管 理 者	園長 玉村真理子
消 防 計 画 届 出 年 月 日	消防署 令和 5年 3月 10日(変更届)
避 難 訓 練	毎月の消火訓練、避難訓練を実施します。又、地震や津波発生時を想定した訓練も年に2~3回程度実施します。
防 災 設 備	消火器、誘導灯、火災報知器

■台風時における休園、開園について■

台風時における休園、開園については、「暴風警報の発令」を基準に決定しています。

台風が近づいているとき

- 午前7時までに暴風警報が発令されている場合は休園
- 開園後に暴風警報が発令された場合は、1時間後を目安に休園

台風が遠ざかっているとき

- 暴風警報が発令されている間は休園
- 午後3時までに暴風警報が解除された場合は、解除から1時間後を目安に開園
- 午後3時以降に暴風警報が解除された場合は終日休園

給食、おやつについて

- 午前10時以前に開園→給食、おやつ共に実施あり。
- 午前10時以降に開園→給食は実施なし。おやつは実施あり。  
その場合・・・11時までに登園する場合はお弁当持参  
11時以降に登園する場合は、昼食を済ませてから登園。
- 午後2時半以降の開園となった場合、3時のおやつは準備が間に合いません  
ので、ご家庭にておやつを食べさせてから登園させてください。

■虐待防止のための措置■

利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を定め、職員に対する研修を実施します。

虐 待 防 止 責 任 者	氏名： 園長 玉村真理子 TEL： 098-994-4734
---------------	-----------------------------------

■秘密保持に関する事項■

当園の職員は、業務上知り得た利用乳幼児及び支給認定保護者の秘密を保持し、職員でなくなった後においても同様に秘密を保持します。

■地域との連携に関する事項■

運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行います。

地域と連携した行事等	内容
子育て支援だよりの発行	子育て支援だよりに「かなさん」を通して、子育て情報などを提供する
ク リ ー ン 作 戦	地域のクリーン作戦の実施、防火デーには防火呼びかけパレードを実施など
公 益 的 活 動	高齢者一人世帯の見守り活動、小中高生などの職場体験受入

■賠償責任保険の加入状況■

以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	賠償責任保険
保 険 の 内 容	入所児童のケガや食中毒、事故等の保障
保 険 金 額	1名につき 20,000,000 円

■業務の質の評価について■

保 育 所 の 自 己 評 価	実施方法：毎年 1 回 公表方法：園内掲示板、公開資料、インターネットでの公開
外 部 評 価	実施方法： 公表方法：

■苦情相談窓口■

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相 談 ・ 苦 情 受 付 担 当 者	氏名：主任保育士 金城まゆみ TEL：098-994-4734
相 談 ・ 苦 情 解 決 責 任 者	氏名：園長 玉村真理子 TEL：098-994-4734
第 三 者 委 員	氏名：知念一雄 TEL：098-949-7838 役職・肩書き等： 大潮福祉会 監事
	氏名：金城恵子 TEL：098-992-3337 役職・肩書き等： 大潮福祉会 評議員

■その他運営に関する事■

・当園の室内、室外及び敷地内はすべて禁煙です。
-------------------------

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名 : ときわ保育園  
所在地 : 糸満市字潮平 741 番地の 1  
説明者職名 : 施設長 玉村真理子

私は、書面に基づいて、ときわ保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 6 年 月 日

保護者住所 : 糸満市 \_\_\_\_\_

児童氏名 : \_\_\_\_\_

保護者氏名 : \_\_\_\_\_

児童から見た続柄 : \_\_\_\_\_